

行監第 101 号

令和4年6月20日

請求人

行田市監査委員 山口 和之

同 香川 宏行

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和4年4月21日付けで受け付けた住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により監査を行ったので、その結果を同項の規定により別紙のとおり通知します。

誠実に業務を執行していればこのような大きな差異の損失は発生しない。行政における怠慢としか言い様がない。本請求書に則って速やかに「誠実な業務の執行」されることを切望します。

4 請求人から提出された事実証明書

- (1) ▲▲市資源リサイクル課からのメールの写し（別紙1）
 - ・資源再生物の売渡し価格
- (2) ○○市環境課作成、平成27年度から平成30年度までの「○○市資源回収販売収入単価」（別紙2）
- (3) ◎◎市広報広聴課からのメールの写し（別紙3）
 - ・資源再生物の売渡し価格
- (4) 請求人作成による2020年度資源リサイクル取扱実績（別紙4）
- (5) 請求人作成による2020年度資源リサイクル取扱実績
 - ・▲▲市との比較（別紙5）

第2 請求の要件審査及び監査の対象事項

本請求については、監査を実施することとしたが、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定される所定の要件を具備するものか否か引き続き検討するとともに、対象事項を検討した。

1 対象事項の特定

住民監査請求は、法第242条第1項の規定により、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ず

第3 監査対象課の弁明（抜粋）

令和2年度の回収有価物1キログラムあたり売買単価等について、▲▲市に調査したところ、次のとおりであった。

アルミ缶は本市が30円に対して36円から63円、スチール缶は本市が1円に対して1円から20円、ビンは本市が1円に対して2円（その他）、1.3円（白）及びマイナス5円（青・黒）、新聞は本市が3円に対して1円、雑誌及び段ボールは両市とも1円、紙パックは本市が1.5円に対して0円、布類は本市が1円に対して0円から1円であった。

品目ごとに▲▲市の単価を本市の回収量で試算すると、アルミ缶は本市2,454,540円に対して3,970,648円、スチール缶は本市87,285円に対して693,464円、ビンは、本市339,944円に対して19,731円、新聞は本市1,536,381円に対して512,127円、雑誌は両市とも391,226円、段ボールは両市とも361,383円、紙パックは本市6,773円に対して0円、布類は本市303,009円に対して65,421円、合計金額は本市5,480,541円に対し6,014,000円で、その差は533,459円である。

なお、資源リサイクル事業については、監査報告書に付記された「監査結果に基づく要望意見」を重く受け止め令和2年度から見直しを図っている。

具体的には、回収有価物を金属類、ビン類及び古紙類の分類ごとに市外事業者を含む9者に対し見積りを依頼し、半年ごとに買取価格が最も高い者を受注者とすることで、適切な価格設定に努めた。

請求人は、受注者に対して損失金額の返還を求める措置の請求を主張しているが、現状考え得るもっとも有利な方法で契約していることから、市に損失を与えているとは言えない。

※弁明書の試算額は税込み価格である。

第4 監査委員による調査

監査の結果、以下の事実が認められた。

1 回収有価物について

本市の資源リサイクル事業は、平成3年度から開始された。初めに資源リサイクルモデル地区を指定し、アルミ缶、スチール缶、ビンの3種類の回収を試験的に開始した後、市内全地区で3種類の資源物の回収が実施された。平成9年度から紙、布類の回収が始まり、回収有価物は次のとおりとなった。

- ・金属類 アルミ缶、スチール缶
- ・ビン類 空きビン その他ガラス類
- ・古紙類 新聞 雑誌及び箱類 段ボール 牛乳パック 古衣料・ぼろ布類

2 回収有価物売買契約の契約方法及び契約内容

(1) 契約の方法等

ア 契約の方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第2号の規定による随意契約

理由 廃棄物の処理（収集・運搬・処分（再生を含む））については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条の2において、「生活環境の保全上支障が生じないうちに」行わなければならないと規定されており、その一環として行われる資源物の売払いについても、迅速かつ確実な業務の履行が求められることから同号の規定により随意契約とするもの。

なお、回収資源物の売払い単価は、日々、相場が変動し、事業者から参考見積等を徴収し予定価格を設定しても、応札時の価格と乖離してしまうことから、予定価格を設定していない。

イ 契約期間 ①令和2年4月1日から令和2年9月30日まで

②令和2年10月1日から令和3年3月31日まで

ウ 見積徴収者の選定

業務の適切な履行の確保を目的に「行田市資源有価物の売却契約に係る

(4) 契約書

ア 契約日 ①令和2年4月1日 ②令和2年10月1日

イ 契約期間 ①令和2年4月1日～9月30日 ②令和2年10月1日～
令和3年3月31日

ウ 契約金額 添付のとおり（P12行田市（令和2年度実績））

※受託者に選別後の処理困難物の割合を確認したところ、アルミ缶で20%から30%であり、スチール缶についても5%から10%であるとのことであった。

3 令和2年度における回収有価物の量及び売渡し金額

添付のとおり（P12行田市（令和2年度実績））

4 他の自治体の資源再生物の売却価格について

請求人は、本請求の中で本市の回収資源物の売却実績について、令和2年度を提示し、これを基準とし他市との差額を試算していることから、請求人が比較対象として掲げた4市の令和2年度における単価を調査した。（添付のとおり（P14令和2年4月契約時点））

また、令和2年度の取引量に、請求人が試算した▲▲市の同時期の金額を用いて算出したところ、請求人は9,465,948円を主張するが、調査によりその差額は480,101円であった。

個別の品目の単価について、本市と▲▲市とを比較すると、アルミ缶及びスチール缶については、▲▲市が高く、ビンについては▲▲市の分類が3種類、本市が1種類となっており、2つの種類で▲▲市が高く、1種類で本市が高くなっている。新聞については、本市が高く、雑誌及び段ボールについては同額、紙パックについては、本市が高くなっている。

しないものをするとき」について、「多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、ひいては当該普通地方公共団体の利益の増進につながると合理的に判断される場合も同項一号に掲げる場合に該当するものと解すべきである。」（昭和62年3月20日 最高裁判所第二小法廷 判決 昭和57年（行ツ）74号）と示しており、この趣旨から逸脱するものではない。

また、随意契約における予定価格については、契約規則第29条第2項の規定により、競争入札に準じあらかじめ設定する旨規定されている（注2）。一方、これら契約に係る予定価格については、日々、相場が変動し、予め設定しても応札時の価格と乖離してしまうことから設定していないが、予定価格の設定に当たっては、契約規則第20条第3項の規定に準じ、取引の実例価格、需給の状況等を考慮し適正に設定する必要があるものの、これらが適正に反映されない場合、止むを得ない措置と考える。

(2) 価格について

市では、回収有価物の売却について、令和2年1月24日付行監第308号住民監査請求に係る監査結果報告書に付記された監査結果に基づく要望意見を踏まえ、契約方法の見直しを図っている。その内容は、従来、行田資源リサイクル（缶・瓶類及び紙・布類）業務委託において、受注者が「最も有利な方法で処分する」としていたが、令和2年度から「金属類」、「ビン類」及び「古紙類」の3種類に分類し、半年ごとに見積を依頼し、価格が最も高い者と契約している。見積書の徴収に当たり、見積参加資格等を規定した「行田市資源有価物の売却契約に係る事務取扱い」を定めているが、これは、適切な履行の確保をするため、規定したものである。

また、契約規則第29条第1項では「随意契約によろうとするときは、特別の場合を除くほか、2人以上の者から見積書を徴収しなければならない。」と規定している。この趣旨は、随意契約にあっても見積書提出者間の競争を

求め、より有利な契約をしようとするものであるが、これら契約は、「行田市資源有価物の売却契約に係る事務取扱い」に規定する見積参加資格の要件を満たす、市内業者をはじめ、他市受注業者など9者に見積書の提出を依頼しており、同規定の趣旨に沿って価格が形成されているものとする。

以上2点について、判断を行った結果、本請求について、請求人の主張には理由がないものと認める。

(注1)

地方自治法施行令

第167条の2 (略)

(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

(注2)

行田市契約規則

(予定価格等)

第20条 (略)

2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修繕、加工、売買、供給、使用等の契約においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

3 前項の規定により予定価格を定める場合は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとする。

(見積書の徴収)

第29条 随意契約によろうとするときは、特別の場合を除くほか、2人以上の者から見積書を徴収しなければならない。

2 前項の規定により見積書を徴収するときは、あらかじめ第20条第2項及び第3項の規定に準じて予定価格を定めるものとする。

別添

行田市(令和2年度実績)

種別	期間	単価 (税抜き)	数量 (kg)	金額
アルミ缶	4月～9月	30	40,830	1,224,900
	10月～3月	30	33,550	1,006,500
		計	74,380	2,231,400
スチール缶	4月～9月	1	42,440	42,440
	10月～3月	1	36,910	36,910
		計	79,350	79,350
ビン	4月～9月	1	162,750	162,750
	10月～3月	1	146,290	146,290
		計	309,040	309,040

種別	期間	単価 (税抜き)	数量 (kg)	金額
新聞	4月～9月	3	228,230	684,690
	10月～3月	3	237,340	712,020
		計	465,570	1,396,710
雑誌	4月～9月	1	197,660	197,660
	10月～3月	1	158,000	158,000
		計	355,660	355,660
段ボール	4月～9月	1	170,720	170,720
	10月～3月	1	157,810	157,810
		計	328,530	328,530
紙パック	4月～9月	1.5	2,136	3,204
	10月～3月	1.5	1,973	2,960
		計	4,109	6,164
布類	4月～9月	1	151,124	151,124
	10月～3月	1	124,346	124,346
		計	275,470	275,470
			合計	4,982,324

▲▲市の単価に行田市の数量を乗じたもの

	期間	単価 (税抜き)	数量 (kg)	金額		期間	単価 (税抜き)	数量 (kg)	金額		期間	単価 (税抜き)	数量 (kg)	金額		期間	単価 (税抜き)	数量 (kg)	金額
アルミ缶	4月	49	6,140.0	300,860	ビン その他	4月	2	1,552.0	3,104	新聞	4月	1	35,630.0	35,630	紙 バック	4月	0	282.5	0
	5月	39	7,080.0	276,120		5月	2	1,619.0	3,238		5月	1	42,810.0	42,810		5月	0	421.9	0
	6月	36	6,460.0	232,560		6月	2	1,434.0	2,868		6月	1	39,010.0	39,010		6月	0	409.4	0
	7月	41	7,030.0	288,230		7月	2	1,478.0	2,956		7月	1	25,230.0	25,230		7月	0	285.7	0
	8月	44	7,370.0	324,280		8月	2	1,542.0	3,084		8月	1	45,080.0	45,080		8月	0	340.5	0
	9月	44	6,750.0	297,000		9月	2	1,323.0	2,646		9月	1	40,470.0	40,470		9月	0	395.5	0
	計		40,830.0	1,719,050		計		8,948.0	17,896		計		228,230.0	228,230		計		2,135.5	0
	10月	46	6,290.0	289,340		10月	2	1,370.0	2,740		10月	1	31,080.0	31,080		10月	0	240.6	0
	11月	52	5,740.0	298,480		11月	2	1,304.0	2,608		11月	1	49,980.0	49,980		11月	0	436.7	0
	12月	58	5,490.0	318,420		12月	2	1,399.0	2,798		12月	1	44,030.0	44,030		12月	0	343.1	0
	1月	63	5,890.0	371,070		1月	2	1,503.0	3,006		1月	1	29,750.0	29,750		1月	0	222.8	0
	2月	63	5,040.0	317,520		2月	2	1,265.0	2,530		2月	1	45,420.0	45,420		2月	0	427.0	0
	3月	58	5,100.0	295,800		3月	2	1,203.0	2,406		3月	1	37,080.0	37,080		3月	0	304.1	0
	計		33,550	1,890,630		計		8,044	16,088		計		237,340	237,340		計		1,974.3	0
小計		74,380	3,609,680	小計		16,992	33,984.0	小計		465,570	465,570	小計		4,109.8	0				
スチール缶	4月	1.0	7,130.0	7,130	ビン 白	4月	1.3	20,940.0	27,222	雑誌	4月	1	35,170.0	35,170	布類	4月	0.5	23,968.5	11,984
	5月	1.0	8,200.0	8,200		5月	1.3	21,845.0	28,398		5月	1	52,250.0	52,250		5月	0.5	42,360.1	21,180
	6月	3.0	6,730.0	20,190		6月	1.3	19,352.0	25,157		6月	1	37,450.0	37,450		6月	0.5	33,112.6	16,556
	7月	5.5	6,830.0	37,565		7月	1.3	19,952.0	25,937		7月	1	19,350.0	19,350		7月	0	15,335.3	0
	8月	5.5	7,230.0	39,765		8月	1.3	20,814.0	27,058		8月	1	29,010.0	29,010		8月	0	18,085.5	0
	9月	8.5	6,320.0	53,720		9月	1.3	17,860.0	23,218		9月	1	24,430.0	24,430		9月	0	15,847.5	0
	計		42,440.0	166,570		計		120,763.0	156,990		計		197,660.0	197,660		計		148,709.5	49,720
	10月	8.5	6,850.0	58,225		10月	1.3	18,484.0	24,029		10月	1	19,220.0	19,220		10月	0	19,050.4	0
	11月	8.5	6,480.0	55,080		11月	1.3	17,594.0	22,872		11月	1	30,940.0	30,940		11月	0	29,710.3	0
	12月	11.5	6,590.0	75,785		12月	1.3	18,878.0	24,541		12月	1	28,760.0	28,760		12月	0	23,662.9	0
	1月	20.0	6,230.0	124,600		1月	1.3	20,280.0	26,364		1月	1	20,970.0	20,970		1月	0	14,413.2	0
	2月	10.0	5,440.0	54,400		2月	1.3	17,075.0	22,197		2月	1	32,110.0	32,110		2月	0	18,867.0	0
	3月	18.0	5,320.0	95,760		3月	1.3	16,244.0	21,117		3月	1	26,000.0	26,000		3月	0	16,655.9	0
	計		36,910	463,850		計		108,555.0	141,120		計		158,000	158,000		計		122,360	0
小計		79,350	630,420	小計		229,318.0	298,110	小計		355,660	355,660	小計		271,069	49,720				
合計	4月				ビン 青・黒	4月	△ 5	5,728.0	△ 28,640	段 ボール	4月	1	23,920.0	23,920	布類	4月	1	389.0	389
	5月					5月	△ 5	5,976.0	△ 29,880		5月	1	33,910.0	33,910		5月	1	688.0	688
	6月					6月	△ 5	5,294.0	△ 26,470		6月	1	31,600.0	31,600		6月	1	538.0	538
	7月					7月	△ 5	5,458.0	△ 27,290		7月	1	21,420.0	21,420		7月	1	249.0	249
	8月					8月	△ 5	5,694.0	△ 28,470		8月	1	29,800.0	29,800		8月	1	294.0	294
	9月					9月	△ 5	4,886.0	△ 24,430		9月	1	30,070.0	30,070		9月	1	257.0	257
	計					計		33,036.0	△ 165,180		計		170,720.0	170,720		計		2,415.0	2,415
	10月					10月	△ 5	5,056.0	△ 25,280		10月	1	21,220.0	21,220		10月	1	309.0	309
	11月					11月	△ 5	4,813.0	△ 24,065		11月	1	31,660.0	31,660		11月	1	483.0	483
	12月					12月	△ 5	5,164.0	△ 25,820		12月	1	27,700.0	27,700		12月	1	384.0	384
	1月					1月	△ 5	5,547.0	△ 27,735		1月	1	21,870.0	21,870		1月	1	234.0	234
	2月					2月	△ 5	4,671.0	△ 23,355		2月	1	30,880.0	30,880		2月	1	306.0	306
	3月					3月	△ 5	4,443.0	△ 22,215		3月	1	24,480.0	24,480		3月	1	270.0	270
	計					計		29,694.0	△ 148,470		計		157,810	157,810		計		1,986	1,986
小計				小計		62,730.0	△ 313,650	小計		328,530	328,530	小計		4,401	4,401				

※ビン類及び布類については、収集方法等に違いがあるため、行田市の収集量に▲▲市の割合を乗じて得た値である。

合計 5,462,425

単価(令和2年4月契約時点)

(kg、円)

	アルミ缶	スチール缶	ビン	新聞	雑誌	段ボール	紙パック	布類
行田市	30	1	1	3	1	1	1.5	1
▲▲市	49	1	2~△5	1	1	1	0	1~0.5
◎◎市	126.5	15.07	—	5.5	2.3	4.5	2.3	—
△△市	50	1.1	1.1	0	0	0	0	1.1
◇中学				3	1	3		
●●新聞				6から7	3	5		

※「~」は契約事業者が複数

●●新聞は「東京」との記載あり

◎◎市は選別・圧縮・梱包作業後

◇中学校は5月

回収量(令和2年度)

(kg)

	アルミ缶	スチール缶	ビン	新聞	雑誌	段ボール	紙パック	布類
行田市	74,380	79,350	309,040	465,570	355,660	328,530	4,110	275,471
▲▲市	100,670	145,805	240,372	656,010	604,220	705,360	6,050	253,800
◎◎市	404,641	388,513	—	1,037,940	1,117,170	1,242,490	40,250	—
△△市	42,430	66,350	7,655	55,430	151,960	110,700	5,400	0